

令和6年度 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる
清流の国づくり県民会議 議事概要

1 日 時 令和6年9月9日(月) 14:00~15:30

2 場 所 岐阜県庁議会棟 2階 第2会議室

3 出席者 別紙

4 議題

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」に基づく共生社会実現施策について

5 議事要旨 (○印：委員、●印：事務局)

- 障害者週間については、これまで12月3日から9日の期間中、県内の8か所において街頭啓発を実施していたところであるが、今後は、ぜひ全圏域一斉に実施していただきたい。
- 今年度については、12月9日に全圏域一斉に開催するように調整を行っているところである。各団体の皆様には、毎年街頭啓発にご参加いただき感謝申し上げますとともに、今年度の開催についても案内させていただくのでご協力いただきたい。
- 昨年度の本会議において、コミュニケーションが苦手な方と警察職員とのトラブルの件で、警察から職務質問された際、パニックになったことで誤解を招き、警察署まで行くことになってしまった、という話題があったと記憶している。今年度の資料を見ても、警察に関する取組みがないが、どうなっているか。
- 警察に関する取組みについては、県で作成する「障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、県警本部の各所属を含めた県の全所属を対象として、年1回研修会を実施しているところである。本日の会議の調整に関しては、改めて警察の方に確認等をさせていただく。
- 障がい者が社会の一員として生きていくためには、人権問題は非常に重要である。警察だけに限らず、生きづらさを抱える方の人権問題について、様々な関係機関と連携し、繋がっていく必要がある。また、教育、医療の様々な課題についても取り組んでいただきたい。
- 福祉人材について、県社会福祉士会は社会福祉士の国家資格を有した会員が、620名ほど所属し、福祉の分野で活動している。県の事業にも協力させていただきたい。
- 学校教育について、普通学校と特別支援学校、健常者と障がい者を分離した教育の形を軸に、取組みを進めているように思われる。インクルージョンなどと言われる時代の中で、県立の学校教育はどこへ向かうのか、という思いを抱いた。

- 警察の件について、警察署の生活安全課の方が、2、30分かけてしっかり話を聞いてくださるといふ話も聞く。相談先や個人によることもあると思うが、当事者が警察に電話して落ち着くというケースもある。
- 福祉友愛プールにおいて、聴覚過敏により、周りの大きな声や音に配慮が必要な方と、逆に高齢であり、大きい声での呼びかけが必要な方が、同じ空間にいた際、聴覚過敏の方が、スタッフの方に大きな音が苦手である旨を伝え、配慮を求めたが、施設の方による対応がなく、施設の方との関係性が悪化したケースがあった。施設の方が、施設利用者の方に対し、適切な対応だと思っている行動が、聴覚過敏の方には負担となったケースであった。障がいのある方が理解を求めて声を挙げること、配慮を求め声にどのように応じるといいのか考えさせられる事例であった。
- 当事者の方が、支援してほしいことを相手に伝えることは非常に重要である。相手に伝えないと伝わらないことがある。警察の方とのトラブルの件も、相手のことをよく知らなかったというのが原因の一つであると考えられる。
- 今回のケースについては、相手側にしてほしい配慮は伝えていた。しかし、伝えている本人もコミュニケーションが苦手であり、相手側に配慮してほしいことを伝えることそのものが負担となってしまった。難しい問題であるが、見守る側が理解しようとする、障がいのある方が自ら配慮を求め、それぞれを諦めずに続けることが重要である。
- 共生社会の取組みを進めていくためには、障がいのある方やその関係者だけではなく、広く意見を聞くことが必要。
- 近年障がいのある方自身の意思を尊重する、という動きになっているが、自分の意思を表出できない方の意思を理解することは非常に難しい。それを難しいと理解したうえで、寄り添い、理解し合おうという意識を持つことが重要である。
- 小学生で、同じ地域であっても地域の小学校と特別支援学校にそれぞれ通う児童を見ていると、その時点で障がいの有無によって教育の場所が分けられているように感じてしまう。分けることなく過ごすことができれば、改めて交流の機会を作る必要もなくなるのではないか。
- 幼い頃から、障がいのある人ない人が同じ場所で過ごすことは重要であるが、その子供に合った教育を受けるといふ視点も大切である。居住地校交流などを通じて地域の生徒等と交流すること、また、障がいのある人自らが、社会との繋がりや理解を求め行動し、幼い頃から地域と繋がっていくことが重要。
- 今、居住地校交流を通じて、地域の学校と交流できるのは貴重な機会である。先ほど障がい者本人の意思決定について話があったが、本人の気持ちというのは、親でも分からず、幼少期

は、関係者に相談して進路を決めていくことになるが、今はその選択肢がたくさんあり、ありがたい。

- 居住地校交流については、学齢が上がると人との関係性も変化してくるため、交流の機会が減る傾向にある。社会人になっても、障がい者の方と働く機会や接する機会があると思われるので、高校生や大学生の方も対象に、継続的に障がい者との交流や理解をしてもらう機会を設けてほしい。
- 福祉友愛プールについては、バス停から建物までが遠く、視覚障がい者は一人で行くことができない。施設に入れば、職員の方に支援をしていただけると聞いているので、視覚障がい者が一人でも安全に通えるような方法を検討していただきたい。
- 様々な方が利用しやすい施設にするために、特に交通機関については、課題が多いことから今後の取組みの参考としていただきたい。
- 近年は障がいのある方への理解が進んでいるが、一昔前は障がいについての理解が得られず、現在も適切な支援を受けられずに困っている方がいる。そういう方が今高齢期を迎えており、様々な課題を抱えているため、問題として認識する必要がある。
- 相談先が分からないという方が減るように、民生委員、自治会、学校などで障がいへの理解や啓発が必要。障がいのある方が取り残されないように、理解しようとするのが大切。当事者は理解してもらえたということで救われることがある。
- 障がい者差別解消支援センターへの相談については、障がいのある方だけではなく、障がいのある方から相談を受けた事業者の方が相談するという事は可能か。
- 県民の方だけではなく、事業者の方からの問い合わせにも対応している。合理的配慮については、国において作成された事例等の資料を活用し相談対応を行っている。中には事業者の方に確認して、どういった対応が求められているのかなど、ご本人に代わって、確認をすることも可能であり、それぞれが対話的に解決ができるよう進めている。
- 企業側が障がい者の雇用の関係で一番意識しているのは、法律で義務付けられている法定雇用率をいかに満たしていくかという点であり、企業も非常に熱心に対応されている。しかし、合理的配慮の提供が義務化になったことについては、まだまだ周知されていないと感じている。普及啓発については、根気強く取組む必要があると考えており、行政の方からも、民間企業に対してPRして欲しい案件あれば、協力させていただく。
- 学校教育において、精神疾患について学習し理解を深めるとあるが、精神疾患を発症する時期は中学生ごろから20歳前後である。また、突然発症することもあり、家族も大変驚き、戸

惑うことがある。困った際には、相談窓口が設けられ、支援制度があることや、一人で悩む必要はないというような事についても発信をしてほしい。

- 2022年8月に国連から、インクルーシブ教育についての勧告が示されたが、同年4月に文部科学省が、特別支援学級に在籍する児童の交流及び共同学習の時間についての通知があり、国連の勧告の理念に逆行しているのではないかと案じている。
- 岐阜には盲学校が1校あるが、年々規模が縮小されており、現在の在籍生徒数は小学生から高校生までで25人。現在は特別支援学校という名前に名称を変え、盲学校が少なくなっている。あと10年もすれば、日本から盲学校がなくなるではないか、ということも言われている。時代の変化の中で、「共に生きる」をどのように進めていくのかについては、各委員のお知恵をお借りしないと進めていくのは難しいと思っている。まだご発言をお願いしたい委員がいるが、本日はこれで終了させていただく。ご発言いただいたご意見ご質問、ご要望等については、事務局において次の会に向けて整理し、意見を深めていけるようにしていただきたい。